

「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」報告書（案）へのご意見
（第 1 回照会）

No.	頁	行数	ご意見	事務局案
1	表紙	4	報告書の見出しが「ユニバーサルデザインに対応した…」となっており、「聴覚障害者への対応」のほうが見えなくて弱いように感じます。下に「聴覚がい者に対応した…検討会」と書かれていますが、かえって目的がはっきりわかりにくいので、「聴覚障害者」を含めた明確な見出しが必要ではないかと思います。	（これについては、複数の委員から様々な意見が出ているため、検討会において検討した結果を反映させることとした。） 「ユニバーサルデザインを踏まえた(P)火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」と修正する。
2	1	6	警報のみで義務付けられており→警報のみが義務づけられており	ご指摘のとおり、修正する。
3	1	6	現行の消防法では音による警報のみで→現行の消防法では音による警報が	ご指摘のとおり、修正する
4	1	10	ユニバーサルデザイン等→ユニバーサルデザイン	ご指摘のとおり、修正する。
5	6	7	ユニバーサルデザインに対応した火災警報設備→ユニバーサルデザインに対応した火災警報設備等	ご指摘のとおり、修正する。
6	7	5	火災警報設備の定義は不明であるが、主な火災警報設備から「非常警報関係」を除外した理由が不明確。	主な火災警報設備として、自動火災報知設備を例示したものである。それ以外の火災警報設備（非常警報設備）については、参考資料1に記載する。
7	7	4、18	(1)事業所用の火災報知設備、(2)住宅用の火災報知設備と記載すると、共同住宅等にも自動火災警報設備は設置されるものなので、わかりにくい。	ご指摘を踏まえ、「住宅用」→「一般住宅用」と修正する。
8	7	10	当該設備は、消防法令上、地区音響装置という音による…→当該設備は、消防法令上、地区音響装置という音による…(誤字?)	「地区音響装置の音による警報」のみが規定されているという趣旨なので、原文のままとする。

9	7	20	<p>…自動的に警報を発するものである。→</p> <p>…自動的に報知するものである。</p> <p>住警器省令では自動的に報知するものとなっているので、合わせたほうがよい。</p>	<p>一般的に理解しやすい表現とするため、原文のままとする。</p>
10	7	33	<p>特別な位置付けとなっている→市場にほとんど流通して</p>	<p>現状における流通実態を書くことで対応する。</p>
11	7	35	<p>関連JISの有無について、ここで触れてはどうでしょうか？</p>	<p>ご意見を踏まえ、文中に「規格等が定まっていないため、」を追加する。</p>
12	7	36	<p>メーカーが異なる場合は工事が必要で簡単に接続できない可能性がある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「これらの機器間で、メーカーが異なる場合の接続が担保されておらず、簡単に接続できない可能性がある。」に修正する。</p>
13	8	12	<p>しかしながら、これまで技術的な整理・検討は行われているものの、…とあるが、過去に行った検討会等の名称や年を報告書に参考として記載しておいたほうがよい。</p>	<p>参考資料として、検討会で使用した参考1-2を添付する。</p>
14	8	28	<p>ADA(障害を持つ米国民法)の他、連邦消防法により(追加)</p>	<p>米国における光警報装置に関する主要な法令はA D Aであるので、原文のままとする。</p>
15	8	34	<p>NFPA (米国防火協会 : National Fire Protection Association)</p> <p>UL (米 国 保 険 研 究 所 : Underwriters Laboratories)</p>	<p>ご指摘のとおり修正する。</p>
16	8~10	—	<p>諸外国の例を挙げて、光警報が一番良いという命題ありきで書いてある。そうではなく、実験的データを載せるべきである。</p> <p>聞えない者の実感として寝ているときは光より振動が感じやすいと思う。この点の実証実験が必要である。その結果を本検討(規定又は規則等?)に反映すべきである。</p>	<p>光警報装置についてはアンケート調査やモニタリング調査を実施しており、本文第3章及び参考5においてその結果を示し、有効性を紹介している。</p> <p>また、就寝時の振動については、就寝を「想定」してモニタリング調査を実施しており、同じく第3章及び参考5において、有効性を紹介している。</p>

17	10	16	直接的に設置の義務付け・・・→設置が義務付けられていない 「直接的に」を記載することで何を表現したいのか。	後段の「就寝施設等を中心に、音や光による警報と併せて使用することが推奨されている」を表現したもの。
18	10	23	振動とメール機能を備えた機器で火災と火災情報を・・・→振動とメール機能を備えた機器で火災と火災情報を・・・ 火災も火災情報に含まれるのではないかと。	ご指摘のとおり、修正する。
19	12	11	・・・資するとあるが、わかりやすい文言にしたほうがよい。	ご指摘を踏まえ「資する」→「利用する」に修正する。
20	12	26	(6)風による警報装置 (鯖江市消防署では)扇風機の風による警報も検討している。	P8 18行目に記載のとおり、本節は「実際に流通している主な製品等について」現状を整理しているため、現在研究開発段階の「風」については記載せず、No.54のとおり、今後の課題として整理する。
21	13	10	障害程度等級3級等の障害程度等級がどの程度の障害なのか下のスペースに参考で示したほうが分かりやすい。	P13 15行目 「※ 障害程度等級3級 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもので(耳介に接しなければ大声等を理解し得ないもの)(身体障害者福祉法施行規則 別表第五号)」を追加する。
22	14	図	並び順に規則性がないのであれば、数値の多い順に並べたほうが見やすい。	ご指摘を踏まえて修正する。
23	14	図	棒グラフは、%の多い順に並び変えた方が読みやすいように思います。	ご指摘を踏まえて修正する。
24	14	2	① 自宅以外で音以外の	ご指摘のとおり修正する。

25	17	11	「シェーカー」「ページャ」とは実際どんなものかをどこかで説明してはどうでしょうか？	P10の②流通品において紹介しているので原文のままとする。
26	21	図	光警報装置などの凡例を記載したほうがわかりやすい。	詳細な図や写真については参考5で参照することとし、ご指摘を踏まえ参考5の該当する図に凡例を記載する。
27	21	—	・(3)が抜けている。 ・見出しがおかしい(実験の種類毎に①、②と付すのであれば、(4)以降も同様の見出しにすべきではないか。	ご指摘を踏まえて修正する。
28	22	2	光に対して背面をむいて・・・とあるが、30cdから回転灯まで数種類の光すべてにおいて気づいたのが半数ということか。具体的にどの光のときに気づいたのが半数なのか記載したほうがよい。	ご指摘を踏まえ、「110cdの光警報装置に対して正面を向いて目を閉じた状態では、8割以上が気づいたが、光警報装置に対して背面を向いて目を閉じた状態では気づいたのは約半数。」に修正する。
29	23	5	・・・非常放送警報音は・・・とあるが、音声は補聴器をつけていれば、4割程度がわかりやすいとの回答があるということか。①の比較は、音響と音声であれば具体的に記載したほうがわかりやすい。	前段について、お見込みのとおり。後段について、音響と音声ではなく、地区音響装置の基準(平成9年消防庁告示第9号)に規定する「第一警報音」と「第二警報音」である。参考資料5に記載あり。
30	24	1	一人で寝ているときのまくら振動装置の・・・とあるが、アンケートでは「シェーカー」となっているので、シェーカーと記載するかピロシェーカーとして()は削除したほうがわかりやすい。	アンケートに合わせ、「シェーカー」とする。
31	26	6～	京王プラザホテルのようにシーリングライト、文字表示、バイブレーター等の機器が記載されている建物と国際障害者交流センタービッグ・アイのように光、文字、振動等の方法が記載されている建物があるので、統一したほうがよい。	ご指摘を踏まえ、「光」、「文字」、「振動」等の方法としての記載に統一する。
32	27	13	欧米諸国に光警報の設置等の義務付けが行われていることは課題ではないので削除したほうがよい。	捕捉説明として記載することで対応する。

33	27	13	三つ目の○「欧米諸国～」は課題とは呼べないのではないか。	捕捉説明として記載することで対応する。
34	27	16	○ 外部接続用の端子がある住宅用火災警報器は需要が少なく一般小売店ではほとんど在庫していないので生産量が少なく、流通面から入手が難しい状況にあるり、価格差も大きい。 ○ 住宅用火災警報器と光や振動等の機器を接続するにあたって、これらの機器一般の人にとって容易に接続できるようにはなっていない。間でメーカーが異なる場合の接続が担保されていない。	実際に価格差が大きいという指摘があるので、原文のままとする。
35	27	16	・・・、価格差も大きい。とあるが、何に対して価格差が大きいのか記載したほうがよい。外部接続用の端子がないものに対して価格差が大きいということでのよいのか。	「外部接続用の端子がないものとの」を追加する。
36	27	18	二つ目の○「住宅用～」は、P27の記載内容によると既に解決されている内容であるため、課題として挙げるのは不適當と思われる。	制度上の課題があるので、原文のままとする。
37	27	26	警報手段ごとの対応の考え方とあるが、内容はアンケート結果や現在の状況に基づく今後の考え方であり、警報手段ごとの具体的な対応はほとんど記載していないので、題名と内容が合っていないのではないか。	ご指摘を踏まえ、「普及促進に向けた基本的な考え方」と修正する。
38	28	5	誤字：ける考えるべきである。→けて考えてべきである。	「機器として位置付けるべきである。」に修正する。
39	28	7	実証実験によっては補完ではなく、同等となる。 この点を直ぐに実証できなければ、ペンディングとして報告書に記載すべきである。	就寝時の振動については、就寝を「想定」してモニタリング調査を実施しており、第3章及び参考5において、有効性を紹介している。これを踏まえ、P29 18

				<p>において「光警報装置の設置において、就寝を伴う場所は、通常より強い光を有する機器を設置することが有効であると考えられるが、これを代替するものとして、ピロシェーカーやベットシェーカー等を位置付けることも考えられる。」としており、就寝条件においては同等と取り扱う可能性を記述している。</p>
40	28	22	<p>○アンケート調査の分析にあたっては次のような問題点があると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査により回答数の多かった施設を必要性の高いものとして取り扱っているが、アンケートの選択肢には多くの者が利用する場所(駅、電車等)と限られた者が利用する場所(カラオケボックス、漫画喫茶等)が混在しているので、単純に回答数が多かったものを必要性が高いものとして取り扱うことには問題があると思われる。 ・「ホテル」については、その多くは客室に対する要望であり、また、客室については振動警報装置の有効性が高い場所として取り扱っていることから、光警報装置の設置の対象とするか否かは慎重な判断が必要と思われる。 	<p>アンケートも判断材料としつつ、今後、総合的に検討を進める趣旨である。</p>
41	28	23	<p>○現在の案では「聴覚障がい者のニーズが高い建物」が今回のアンケート調査で設置の必要性が高いと回答された「ホテル等」を指しているか不明であるが、誤解を招く可能性があるため具体的な対象物の明記は避けるべき。</p> <p>ニーズについては今回のアンケート調査のみではなくP24記載されているように「各種ニーズ調査の結果等」を踏まえて決定すべきものであると考える。</p>	<p>今回のアンケート調査の結果であるので記載したものである。</p>

42	28	20	<p>「火災報知機に関する規格があれば、その改定を、なければ新たなJIS規格の作成に着する。」を、加えてはいかがでしょうか？</p>	<p>「…法令基準の整備を図っていく…」によりご意向の方向で記載済みと考える。</p>
43	28	24	<p>○「一定規模以上のものを中心に検討」との記載があるが、聴覚障がい者のニーズは規模には左右されないものと思われる。</p> <p>○設置対象については、利用者のニーズも確かに重要であるが、選択可能な施設（ホテル等）かそうでないか（駅等）も重要な判断要素と思われる。</p> <p>○過去の法令改正の例を見ても、遡及適用は消防機関として非常に困難な作業になるが、真に必要な施設については遡及させることが必要と思われる。</p>	<p>ご指摘の点も含め総合的な観点から、今後検討する趣旨の記載であるので、原文のままとする。</p>
44	29	1	<p>「光度」と記述があるのは、「実効光度」のことでしょうか？</p> <p>報告書だけを読むと一般的な「光度」となり、光源の大きさについても記述する必要があると思われます。</p> <p>（聴覚に障害のある高齢の方は見えにくい方もいます。</p> <p>光源の大きさによっても見えやすさは異なります。）</p> <p>実効光度については資料3－3P5～8にあります。</p>	<p>ご指摘の部分に記載している「光度」は第3回検討会の資料3－3P6に記載の「公称光度（当該光警報装置が最低限有する光度）」を指す。</p> <p>この光源についての考え方は、参考6 光警報装置に係る設置及び機器の基準（案）に記載する。</p>
45	29	26	<p>『「臭気警報装置及び「文字表示装置」等については、…技術的にまだ確立されていない…」とあるが、「文字表示装置」については、11ページ、図2－5にあるような装置は実際にあるので、どの時点で何のメッセージを表示するかを整理し、検討するのではないか。</p>	<p>機器は存在するが、ご意見の内容を含めて火災警報に関する部分が技術的に確立していないという趣旨である。</p>

46	29	26	<p>…、技術的に確立されていない部分…とあるが、8ページでは、技術的な整理・検討等が行われているものの、…導入・普及は進んでいない…とあるので、記載が矛盾するのではないか。</p>	同上
47	29	29	<p>「文字表示」に関しては、光、振動と併用して普及するところが重要であることを、再度ここで文書化してはどうでしょうか？</p>	<p>「その際、「文字表示」については、光や振動等と併用して普及を進めることが重要である。」を追加する。</p>
48	30	10	<p>どの住宅用火災警報器においても光警報装置及び振動警報装置等を接続できるようにする。</p>	<p>「すべての住宅用火災警報器に、外部接続用端子を設ける方向で取組を進めるべきであり、…」により、ご意向の方向で記載済みと考える。</p>
49	30	10	<p>6～8行目と9～10行目は、記載されている内容がどちらも結局は仕様を統一することが必要であるという意味で同じではないか。</p>	<p>「仕様を統一する」ための考え方の整理である。</p>
50	30	24	<p>…望ましい。とあるが、平成23年度総務省施策で予定されているにもかかわらず、望ましいという表現にする必要はないのではないか。</p>	<p>予算の審議段階であるため、原文のままとする。</p>
51	31	6	<p>光警報について ○（特にてんかん患者）人体への影響も考慮する必要がある （追加）。</p>	<p>てんかんについては既に海外において知見があり（一定の周波数を避け、同一空間に複数個の光警報装置がある場合は、同期させることで回避できる。）、機器・設置基準案に採用している。よって原文のままとする。</p>
52	31	6, 11, 31	<p>5. 3及び5. 4に合わせ「～による警報について」としてはどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、修正する。</p>
53	31	15～17	<p>○ ホテルなど就寝施設での火災警報の受信方法、インターフェース ○ 携帯電話・無線式ページャ等への活用の可能性の検討 が解決できたら現状の規定類がどう変わるか記述の必要がある。将来の調査研究と現在とのつながりを明示することが必要</p>	<p>「○ ホテルなど就寝施設でのピロシェーカー腕時計型等の多様な機器における火災警報の受信方法、インターフェースのあり方の整理 ○ 携帯電話・無線式ページャ等の汎用機器の活用の可能性の検討」に修正する。</p>

			である。	
54	31	35	6、風警報について 実験などは行っていないが、検討する価値はある。	「5. 6 その他の警報方式について 上記以外の警報方式について、機器の研究開発、有効性の評価」 を追記することで対応する。
55	33	12	ユニバーサルデザインに対応した火災報知設備等の導入・普及ということで、当該設備について広く国民に周知すべき旨を報告書の第5章又は第6章に記載してほしい。	「また、光による警報を加えた新しい火災警報を普及させていくにあたっては、制度的な対応のみならず、この新しい警報方式について広く国民に周知し、認知を図ることが極めて重要である。」を追加する。
56	33	17	…期待するものである。→期待するものである。	ご指摘のとおり、修正する。
57	全体	—	同じものであれば、文言の統一を図っておいたほうがよい。 ・「障がい者」と「障害者」 ・「機器」と「設備」 ・「詳細な情報」と「詳細」 ・「文字表示専用装置」と「文字表示装置」 ・「自宅」と「自宅内」 ・「日常的に使用するお知らせする機能と兼用」と「他の機能を持つ機器」	ご指摘を踏まえ、修正する。
58	全体	—	タイトルや各章の見出しなどに「ユニバーサルデザインに対応した」という言葉が用いられているが、内容的には「聴覚障がい者に対応した」ものに限定されていると思われる。	複数の委員から様々な意見が出ているため、原文のままとする。(これについては、検討会において検討した結果を反映させることとしたい。)

以上